

大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託  
プロポーザル募集要領

令和5年2月

大田区都市基盤整備部

## 1 業務概要

### (1) 件名

大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託

### (2) 公園の概要

#### ア 名称

大田区立大森ふるさとの浜辺公園

#### イ 位置

大田区ふるさとの浜辺公園 1 番 1 号ほか

#### ウ 面積

132,482.27 m<sup>2</sup>

#### エ 設置根拠条例

大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例（平成 19 年条例第 30 号）

### (3) 目的

大森ふるさとの浜辺公園（以下「当公園」という。）は、砂浜や干潟を持つ都内で初めての区立海浜公園であり、多くの利用者が水に親しめる空間として、平成 19 年 4 月 1 日の開園以降、多くの利用者で賑わいをみせている。また、人工干潟は「特別緑地保全地区」に指定され、人の立入を制限し粗放管理を行うことで、生物が住みよい環境づくりを行っている。

一方で、当公園の周辺部には下水処理施設が立地し、その処理水や降雨時に放流される汚水混じりの雨水等が、当公園の水環境に影響を与えている可能性がある。また、当公園の水環境は、東京湾奥部に位置することで、海水が停滞しやすく、東京湾全体が抱える慢性的な課題でもある富栄養化に伴う赤潮等の影響が懸念される。

これらの背景を踏まえ本業務では、当公園の水環境を改善することを目的に、平和島運河に面する当公園の水質及び底質等について調査・分析し客観的評価を行う。また、それらの結果を踏まえ、当公園の目指す将来像や施策の方向性について検討するものである。

### (4) 委託内容

特記仕様書（案）のとおり。

### (5) 履行予定期間

契約締結日から令和 6 年 3 月 20 日まで（単年度限り）

本プロポーザルは、令和 5 年度の委託を対象とする。なお、更新の可能性はあり（2 回更新・最長 3 年）。ただし、当該年度の予算議決、前年度までの履行状況及び事業

継続の決定によるものであり、契約を保証するものではない。

## 2 参加資格

次の（１）～（５）に掲げるすべての条件を満たすこと。

- （１） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （２） 大田区の競争入札参加資格を有し、かつ指名停止期間中でないこと。
- （３） 直近 3 年間、法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと。
- （４） 水質分析及び水質浄化対策等の環境問題に精通し、提案に対して十分な知見を有していること。
- （５） 国や地方公共団体の類似の調査や研究等に、相応の実績を有すること。

## 3 選定方法

公募型プロポーザル方式による。

## 4 提出書類について

### （１）提出書類一覧

提出書類	提出部数	備考
参加表明書	1 部	様式 1
辞退届	1 部	様式 2、辞退する場合のみ提出
質問票	1 部	様式 3、質問のある場合のみ提出
会社概要	正本 1 部 副本 7 部	様式 4
会社の同種又は類似の 業務実績	正本 1 部 副本 7 部	様式 5
業務実施体制及び経歴	正本 1 部 副本 7 部	様式 6
管理技術者の経歴	正本 1 部 副本 7 部	様式 7
管理技術者の業務実績	正本 1 部 副本 7 部	様式 8
企画提案書	正本 1 部 副本 7 部	様式 9、5 ページ以内
見積書	正本 1 部 副本 7 部	様式は任意とする
会社パンフレット	正本 1 部 副本 7 部	様式は任意とする

- (2) 用紙はA4縦版とし、特に指定がある場合を除き複数ページとすることができる。また、文字サイズは10.5ポイント以上とする。また、写真等はカラー印刷可とする。
- (3) 企画提案書(様式9)は、本実施要領及び特記仕様書(案)の項目に沿ったものとする。
- (4) 企画提案書及び関係書類の提出時は、様式4～9及び見積書と会社パンフレットを束ね、左上をクリップ止めする。
- (5) 見積書の書式は任意とするが、項目別に人件費等の算出根拠を明記する。
- (6) 各書類の提出部数は正本1部、副本7部(提出する副本は、参加事業者を特定できる情報を必ず消去すること。写真等を添付する場合も同様。)の合計8部用意すること。
- (7) 提出書類には通し番号を付けて提出すること。
- (8) 提出書類は、可能な限り両面印刷で作成すること。
- (9) 企画提案書及び関係書類提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式2)を区に提出すること。

## 5 参加手続等

### (1) スケジュール

公募開始(大田区ホームページ掲載)	2月21日(火)から
内容についての質問受付	2月21日(火)から 2月27日(月)17時まで
質問に対する回答	3月1日(水)に回答
参加表明書の提出期限	3月6日(月)17時まで
企画提案書提出期限	参加表明書提出から 3月14日(火)17時まで
書類審査・プレゼンテーション審査	3月23日(木)又は3月24日(金)のうち区が指定する日時
審査結果の通知及び公表	3月30日(木)
契約締結	4月中旬予定

### (2) 担当部署

東京都大田区大森西一丁目12番1号 大田区役所大森地域庁舎3階

大田区 都市基盤整備部 地域基盤整備第一課

メールアドレス o-mai@city.ota.tokyo.jp

TEL 03-5764-0643

FAX 03-5764-0633

(3) 配布書類等

ア 配布書類

(ア) 本書（募集要領）

(イ) 特記仕様書（案）

(ウ) 提出書類一式（様式1～9）

(エ) 個人情報及び機密情報の取扱いに関する附帯条項

イ 配布書類ダウンロード期間

令和5年2月21日（火）から令和5年3月7日（火）まで

配布資料は、下記よりダウンロードすること。

【大田区 HP トップページ】⇒【事業者の方へ】⇒【受託業者・運営業者の募集】⇒

【大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査の受託者を募集します】

(4) 内容についての質問受付

ア 受付期間

令和5年2月21日（火）から令和5年2月27日（月）の17時まで

イ 提出方法

(2)の担当部署宛て電子メールにて提出し、必ず電話でメールの到着を確認すること。質問票の様式は様式3とし、わかりやすく簡潔に記すこと。電子メールのタイトルは「大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託に関する質問について」とし、様式3を添付ファイルとすること。

ウ 質問の回答方法

質問への回答は令和5年3月1日（水）に大田区ホームページに掲載して通知する。

なお、大田区ホームページの掲載場所は、(3)イのとおりとする。

(5) 参加表明書（様式1）の提出

参加表明書（様式1）は、下記のとおり提出すること。

ア 提出期間

令和5年2月21日（火）から令和5年3月6日（月）の17時まで

イ 提出方法

(2)の担当部署まで電子メールにて提出し、必ず電話でメールの到着を確認すること。参加表明書の様式は様式1とする。電子メールのタイトルは「大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託に関する参加表明書の提出について」とし、様式1を添付ファイルとすること。

(6) 企画提案書及び関係書類（様式4～9及び見積書、会社パンフレット）の提出

ア 提出期間

参加表明書提出から令和5年3月14日（火）の17時まで

ただし、土、日、祝日を除く

イ 提出書類

企画提案書及び関係書類（様式4～9）	正本1部＋副本7部
見積書	正本1部＋副本7部
会社パンフレット	正本1部＋副本7部

ウ 提出場所

（2）担当部署に同じ

エ 提出方法

持参に限る

なお、提出時間は、土、日、祝日を除く9時から12時、13時から17時の間とする。

6 審査方法及び結果通知

- （1）審査は、「大森ふるさとの浜辺公園水質浄化予備調査委託業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）が行う。
- （2）提出書類による書類審査と企画提案内容のプレゼンテーション審査で選定する。
- （3）本プロポーザルに関して参加事業者が1社の場合であっても、審査を実施する。
- （4）提出書類による書類審査と企画提案内容のプレゼンテーション審査の結果、本業務委託を実施するにあたり最も適正と判断した事業者と契約締結交渉を行い、契約するものとする。なお、2に掲げる参加資格を喪失した場合は契約できないものとする
- （5）審査内容は公表しないものとし、個別の問合せには応じない。

7 審査の開催について

（1）日時

令和5年3月23日（木）又は令和5年3月24日（金）のうち区が指定する日時

（2）集合場所（書類の提出場所と異なる）

指定の集合場所の詳細については、別途通知する。

（3）留意事項

ア プレゼンテーション出席者は、原則として、様式6に記載した管理技術者及び担当技術者は必ず出席するものとし、出席者は全体で計4名以内とする。ただし、管理技術者または担当技術者が、天災や伝染性の高い病気、弔事などのやむをえない理由により欠席する場合は、事前に区の許可を得て同等の能力を有する者を代理とすることができる。

イ 審査時間は、30分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度を含む）とする。

ウ 主に企画提案書（様式9）の内容について、プレゼンテーションを行うこと。な

お、使用する資料は事前に提出した企画提案書を基に行うものとし、ノートパソコンやスライドの使用及び持込は認めない。

エ 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び関係書類の追加、差し替え及び再提出は認めない。また、企画提案書に記載した管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるものとし、かつ区と協議しなければならない。

オ 審査の日時や会場の詳細については、別途、参加事業者宛てにメールにて通知する。

## 8 評価内容

### (1) 会社概要、業務実績、管理技術者及び担当技術者の評価

No.	評価項目	審査内容
1	組織の業務実績	公共用水域における水環境改善対策に関する検討及び解析など類似業務の実績等
2	業務実施体制	業務に従事する管理技術者及び担当技術者の保有資格及び類似業務実績等

### (2) 企画提案の評価

No.	評価項目	審査内容
1	業務の実施方針	仕様書を踏まえた業務の実施に当たっての基本方針記述等
2	水環境調査方法の提案	調査内容（調査地点、調査項目、調査回数、調査時期等）や、調査技術等提案
3	水環境改善方針の提案	想定される現状の水環境を踏まえた目指す将来像や施策の方向性等提案

### (3) プレゼンテーションの評価

No.	審査内容
1	説明内容
2	質疑応答

### (4) 業務見積額の評価【見積書】

No.	審査内容
1	業務見積額の妥当性

## 9 公募に関する留意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、原則として審査対象としない。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - イ 提出すべき書類に不備があるもの。
  - ウ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (2) 参加に必要な一切の費用は参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。区の責任において保管、処分する。
- (4) 区は契約締結交渉において参加事業者と協議し、企画提案内容を反映した特記仕様書に変更することができる。
- (5) 本プロポーザルへの参加は自由であり、辞退しても、それによる不利益は発生しない。
- (6) 本プロポーザルへ参加した場合は、本要領の記載する事項をすべて承認したものとする。
- (7) 提出書類の取扱い  
提出書類は、大田区情報公開条例（昭和 60 年条例第 51 号）に基づき、区に対する情報公開の対象文書となる。ただし、公開することにより個人が特定されたり、法人等の正当な利益を害するおそれがある場合、参加事業者に意見を聞いた上で対応する。
- (8) 本件は、令和 5 年度契約の準備行為であり、大田区議会の当該年度予算議決がない場合には契約できない。